

# 知っておきたい 保険のはなし

vol.24

## 20歳になったら、 しなくてはならない国民年金への加入

新年おめでとうございます。新しい節目を迎え、大きな希望に胸を躍らせていることと思います。節目といえませんがライフサイクルの大きな節目のひとつである成人式が今年もありました。

平成28年の新成人は全国で119万人、前年に比べると7万人の減だそうですね。20歳になったらしなくてはならない義務が幾つかあります。20歳以上で厚生年金や共済組合に加入している人と、その配偶者で扶養となっている主婦を除くすべての人が「国民年金」へ加入することも義務のひとつです。

20歳の誕生月の前月に、「国民年金被保険者資格取得届」が日本年金機構から送られてきますので、市町村役場から年金事務所まで手続きをしなければなりません。加入手続きを済ますと「年金手帳」が届きます。この年金手帳は、就職や転職、退職などによって、生活環境が変わったときや、年金を受け取るなどときなど一生を通して利用するもので大切に保管しましょう。

国民年金の納付は、20歳〜60歳までの480ヶ月間納付をし続けることになりませんが、途中で就職して会社員になり厚生年金加入者になった場合や結婚して配偶者の扶養に入った場合には、手続きをすることで納付が止まります。

納付する方法は、日本年金機構から送られてくる納付書でコンビニや銀行

郵便局で払う以外にインターネットでのオンラインやクレジットカードでの納付、口座振替にて自動引落があります。また、平成26年4月から2年度分を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まりました。2年前納すると15,360円（平成27年4月における2年前納の割引額）の割引となります。

厚生年金に加入していない20歳以上のすべての人や、まだ就職していない学生、無職の方であっても国民年金保険料を納付しなくてはなりません。ただ、収入が少なくて納付が出来ない学生や20代の若者のために、学生免除特例制度や若年者納付猶予制度という納付を延期する制度、収入が少なくて納付できない人のために、保険料免除制度や退職（失業）による特例免除もありますので、必ず自分で市町村役場の国民年金担当窓口にて手続きをしてください。

私は地元顔筋にて25年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん  
(株)アスト・コンサルティング  
代表取締役 CEO 松澤 毅